

宮前ガバナンス2011

1、行財政改革の推進をします。

- ・プライマリーバランスの黒字化を持続的に達成するために、行財政改革を推進して、効率的で効果的な行政運営を目指します。
- ・区長の権限と区予算の拡充を進め、区役所機能の強化をはかります。
- ・行政運営には、民間の活力を積極的に取り入れます。
- ・自治体経営の視点にたった、市有財産の有効活用を図ります。
- ・地方分権改革を推進します。

2、子育て支援策の拡充に取り組めます。

- ・保育所の待機児童の解消を目指した、施設整備を進めます。

3、高齢者施策の拡充を目指します。

- ・特別養護老人ホームなどの、高齢者施設と施策の拡充を図ります。

4、安全・安心な街づくりを推進します。

- ・救急医療体制の強化を進めます。
- ・市が管理している防犯灯のLED化を促進します。
- ・公共施設の耐震補強を推進します。
- ・バリアフリーを推進します。

5、環境にやさしいまちづくりを進めます。川崎のポテンシャルは環境技術。

- ・宮前区の緑地を保全し、公園を増やします。
- ・マテリアルごとのゴミの分別を徹底し、環境負荷の低減を推進します。
- ・総合特区などを有効に生かした、「環境先端都市川崎」の実現を目指します。

6、都市基盤整備を進めます。

- ・都市計画道路の整備促進を図ります。
- ・交通不便地域の解消を目指します。
- ・コミュニティーバスの導入を推進します。

7、地域経済の活性化のための施策を進めます

- ・中小企業支援策を進めます。
- ・都市農業を育て、地産地消を推進します。
- ・食育を推進します。

8、川崎市議会の議会改革を推進します。

- ・これまであまりみられなかった議員提出の条例議案を、積極的に提案します。
- ・議会の「見える化」を推進します。

各論 particular

1、行財政改革の推進をします。

行財政改革を推進します。本市を取り巻く財政状況は依然として厳しいことから、継続的な行財政改革が必要となります。市債の増発は、将来の財政の硬直化を招く要因となります。発行を抑制し、限られた財源を有効活用することで、持続可能な財政運営を目指します。

1、行財政改革の推進をします。

- ・プライマリーバランスの黒字化を持続的に達成するため、効率的で効果的な行政運営を推進します。
- ・自治体経営の視点にたった、市有財産の有効活用を図ります。
- ・区長の権限強化と区予算の拡充を進め、地方分権を実現します。
- ・行政運営には、民間の活力を積極的に取り入れます。

「新たな行財政プラン」（平成 23 年から平成 25 年）を推進します。これまで、阿部市長が進める行財政改革を議会で支持してきました。これから、その手綱を緩めることなく、改革を進めます。川崎市の平成 22 年 12 月現在の市債発行残高は、3 会計の合計で 1 兆 4729 億円余となりました。依然として高い水準を示していることから、改革が必要です。行財政改革を進め、プライマリーバランス（借金をする額よりも借金を返す額が上回ること）の黒字化を持続的に達成することを目指します。

平成 14 年 10 月から実施の「第一次行財政改革プラン」に取り組んでから、第三次までの改革プランによって、これまで計画的に改革を進めてきました。その手法として「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」「市民サービスの再構築」「行政体制の再整備」を三本柱に、改革を進めてきました。

これまでの財政状況は、平成 14 年 7 月に「財政危機宣言」をして、財政再建路線へとシフトしましたが、平成 18 年度に財政再建団体へ転落する危険すらあった。その後、着実に行財政改革プランを進めてきた結果、平成 21 年度には、減債基金からの借入れを行わずとも、収支均衡を図ることに成功しました。

平成 22 年度の川崎市の財政は、米国に端を発した金融危機の影響を受け、他都市と同様に市税収入にも影響がでました。予算の収支均衡を保つため、再び減債基金からの借り入れを余儀なくしました。今後 10 年間の収支見通しでは、一般財源ベースで毎年 150 億円前後の不足が見込まれています。

・区長の権限と区予算の拡充を進め、区役所機能の強化をはかります。

私の提案は、宮前区役所の機能強化を進めることにあります。川崎市役所中心主義を改め、身近な総合機関である区役所で課題が解決することができる仕組みを構築します。区役所機能の強化により、地域の課題は地域で発見し、地域のなかで解決することができる体制を推進します

区役所予算の拡充は、平成 13 年度の魅力ある区づくり推進事業費として 1 億 7500 万円計上していました。1 区あたりにすると 2500 万円です。平成 14 年度以降の予算では、3 億 5000 万円の予算でした。1 区あたりでは 5000 万円の予算となります。平成 18 年度予算からは、協働推進事業費と名目を変え 1 区 5000 万から 1 区 5500 万に拡充されました。

平成 18 年度の「区課題の解決に向けた取組み予算」では、17 事業全体で 5 億 2900 万円が予算化されました。区長判断で独自に執行出来る予算が大きければ大きいほど、他の区とは違う宮前区の特徴あるまちづくりを積極的に推し進めることが可能となります。市民の最も身近な地域の総合行政機関である区役所機能の充実を図ることによって、地域の特性を活かした魅力ある街づくりが可能となります。

市から区への権限委譲と区予算の拡充を進めます。予算の拡充については、各区の人口も違います。人口比に配慮された区予算も必要だと考えます。

市有財産の有効活用策

P R E とは、Public Real Estate の略で、「地方公共団体が保有する不動産」を指します。P R E 戦略とは、その資産を財政的視点にたって適切な運用を図ることで、持続可能な行財政運営を目指しています。期間は、新たな行財政改革プランと同時期の、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 カ年を期間としています。

素案では、市有財産のうち 65.1%の公共建築物が、10 年後には築年数が 30 年を超え、財政負担が増大することが見込まれています。また、財政面からみても、少子高齢化が進み、義務的経費が増加します。加えて、市税収入の大幅な増が見込めず、毎年 150 億円の収支不足が発生するとしています。こうした背景から、自治体経営に基づいた戦略的な計画が必要となってくるわけです。

戦略のポイントの 1 つには、資産の適正量を把握し、最適化を図ることにあります。これにより、不足する福祉施設やサービスの拡充が可能となります。2 つには、公共施設の長寿命化とあわせ、市有財産の有効活用を図ります。リノベーションにより、市民

ニーズに照らした他のサービスとの複合化が実現します。このように、資産の効率的で効果的な資産運用を行い、持続可能な施策の展開が可能となります。

平成 20 年度の実績としては、空いている市有地を有効活用して、自動販売機の設置場所を貸しました。その結果、単年度ベースで 1 億 6000 万円の貸付収入を得ることに成功しました。空地にしておけば収入は 0 円です。このような事例のように、市有資産を民間と同様の経営的視点にたって見直すことは、重要なことです。他にもアイデアを出せば、自治体といえども利益（財政効果）を生み出すことを意味します。

- ・地方分権改革を推進します。

2、子育て支援策の拡充に取り組めます。

川崎市の待機児童数は、1076 人。待機児童の解消ため、保育所の整備・拡充を推進します。

平成 23 年度からの「新・保育基本計画」がスタートします。新計画では、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年計画となっています。（仮称）新・保育基本計画素案が議会に示されました。保育所の定員枠の拡充は、待ったなしの緊急課題です。計画にある認可保育所の定員増は、平成 23 年から平成 25 年までの 3 年間で 4000 人としています。

近年、川崎市内の保育所のニーズが高まっている要因は、市内の人口増加と女性の就労増による共働き世帯の増が影響しています。夫婦とも就労している割合は、平成 7 年の 40.3%から平成 17 年の 41.6%に上昇しています。

3、高齢者施策の拡充を目指します。

高齢者の方が、住み慣れた地で安心して住まうことができる、高齢者施策と施設の充実に推進します。

「特別養護老人ホーム整備促進プラン」の進捗状況では、平成 22 年 10 月 1 日現在、川崎市の高齢者人口は、23 万 3974 人であり、要介護高齢者数は、2 万 7085 人となっています。特別養護老人ホーム整備促進プランでは、平成 25 年 10 月時点の高齢者人口は 26 万 237 人、要介護高齢者数は、3 万 1669 人に増加すると見込まれているところです。

また、最新のデータの希望者数は、特別養護老人ホーム申請者数のうち、「なるべく早く入居したい」・「いずれ入居したい」を合わせると 5706 にも及んでおり、特別養護老人ホームなどの入所施設のニーズは高く、必要性が増しているところでもあります。

プランでは、住み慣れた地域で、安心して老後を過ごして頂こうと、特別養護老人ホ

ームの必要数を検証したうえで、計画的な整備を目指しているところであります。そこで、平成 20 年度から平成 25 年度までの 6 年間で、1200 床の特別養護老人ホームの整備を図ることを目標にしています。平成 25 年度までに 17 箇所 1225 箇所を計画しています。

4、安全・安心な街づくりを推進します。

・救急医療体制の強化を進めます。

自民党川崎市議団では、川崎社会保険病院（川崎区）において、病院関係者と川崎市に対して要望を行いました。川崎市に対する要望内容は、「川崎社会保険病院の一般病床の一部を療養病床へ転換するとともに療養病床（医療型）確保に向けた施策の強化と補助要綱の協議を求める要望」を伝えてきました。

患者さんが救急要請をして、救急車が現場に到着します。川崎市内では、病院が決定するまでの滞在時間が 30 分以上かかってしまう割合が、全国の政令指定都市でワーストワンという不名誉な状況が続いています。俗にいう「たらいまわし」です。どんな理由であれ、あってはならないことだし、早急に改善しなくてはなりません。

重症患者の多くは高齢者です。川崎市内にある病院側の拒否で、重症患者の拒否件数を年代別でみると、高齢者（65 歳以上）が 505 件（66%）と一番高い割合となっています。つまり、高齢者が拒否される傾向にあります。何故、高齢者が救急搬送の際、病院側から受け入れを拒否されるのでしょうか。その理由の 1 つとして考えられているのが、高齢者を受け入れて寝たきりになると、日数によって入院基本単価が下がることがあげられています。

一般病床は、主に急性期（症状の激しい時期など）の疾患を扱います。療養病床は、主に慢性期（症状が安定した時期など）の疾患を扱います。川崎市には一般病床が 7690 床あり、療養病床が 1199 床あります。全国の療養病床数の平均は、人口 10 万に対して 285 床です。川崎市の療養病床数は、人口 10 万に対して 84 床しかなく全国で一番少なくなっています。

現在、川崎市内では、法律上、病床を増やすことは許されていません。療養病床の稼働率は 91%とほぼ満床に近い状況です。一般病床の稼働率は 70%と、3 割が空いているのが実態です。従って、一般病床から療養病床への転換が、課題解決のための有効な手段となります。救急医療にも貢献できるものと考えられています。

国では平成 17 年に療養病床の見直しを行い「社会的入院」として、減らす動きがありました。将来の方向性も、療養病床を現在の 38 万床から平成 24 年に 15 万床まで減らす議論が政治課題としてあります。私は、地域の実情にあった制度とすることが課題解決の近道と考えます。ゆがんだ医療制度の不備が我々の安心を脅かしているのです。

健康福祉委員会において、医師不足などの解消を求める陳情の審査を行った。医師不足は、救急搬送の遅延にも暗い影を投げかけている。我々の生命と健康を守る医師は、

何故不足してしまったのか、医療の実態から探る。

全国の医療従事者数の推移では、平成10年の医師数は24万8611人であった。平成20年には28万6699人と増加している。国が進める医師対策として、医学部の定員増を図り、対前年に対して360人増の8846人と成果をあげている。また、小児科・産科を含む救急医療報酬制度では、平成22年度から医療診療報酬で、1.74%（4800億円）を増やしている。

医師による医療行為には、リスクが伴うことがある。医事関係訴訟では、平成16年の1110件をピークに年々、減少傾向にある。平成20年では877件と依然として高い水準にあり、医療保障制度の拡充が必要だ。病院勤務医の負担軽減の実態調査結果概要では、医師1ヶ月あたり時間外勤務時間換算では、救急科が155.9時間、外科が115.6時間、産科・産婦人科が110.9時間、小児科が110.0時間となっており、時間外労働が多いことが分かる。

医療現場の実態を数字で見ると、医師数は増加しつつも、苛酷な労働実態とリスクを背負い医療に臨んでいることがわかる。医師の労働環境は、少子高齢化による医療のニーズの拡大とともに、過酷なものとなってきた。このことが、医師不足の要因だとするならば、医療の処遇の改善を国が先頭となって行っていかななくてはならない。増え続ける医療費の財源の議論も逃げるべきではない。

・市が管理している防犯灯のLED化を促進します。

市の管理している防犯灯は990灯あります。その全て平成22年度中にLED化する計画があります。その他の町内会・自治会等が設置する防犯灯は7万5000灯あり、LED化に向けて4万円（500灯）を限度に、設置費の補助を行っています。

LED化の効果は、絶大です。寿命はこれまでの2年から10年位まで延び、それまで交換不要となります。CO₂の排出量は、39.9Kgから30.8Kgまで減少し、明るく省エネにも効果的です。電気代においては、2671円から1871円（年間電気料）と800円程度お得となります。

宮前区内にも、写真のようなLEDが164箇所弱、整備されています。LED防犯灯の値段が1基5万円から8万円と少々高めです。将来的には需要を増やすことで、値段が下がっていくことに期待したいです。技術の進歩に目を向けることで、防犯効果が向上するのなら、積極的に導入することが必要です。

5、環境にやさしいまちづくりを進めます。川崎のポテンシャルは「環境技術」。

資源化率を高めるために、その他プラッチ製容器包装廃棄物や、ミックスペーパーなどの紙類の分別を行います。分別対象外に目を向けて、資源化率の向上を目指します。

川崎市では、高度経済成長期に年々ごみの量が増え、昭和 60 年から平成元年まで毎年 5%を越える勢いで増え続けていました。平成 2 年 6 月には「ごみ非常事態宣言」を発表し、市の焼却能力を超過してしまう危険があった程でした。その後、平成 5 年 3 月に境にやさしいリサイクル型社会システムの構築を目指して「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画的にごみを減らしていく取組みを続けてきました。

資源物の日を定めるなどゴミの減量化や資源化を市民と事業者を交えながら一体となって取組んできました。国では、平成 7 年 6 月に「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」を示し、消費者は分別排出、行政は分別収集、事業者は再商品化などのそれぞれの役割が規定されました。

現在、市内のゴミは、南から浮島処理センター、堤根処理センター、橘処理センター、王禅寺処理センターの 4 ヶ所で処理しています。将来は、浮島廃棄物処理立処分場（第 2 期地区）は、概ね平成 65 年には一杯になるといわれています。市内に新たな処分場を確保することが困難であるため、今からゴミを減らす必要があります。

平成 17 年から平成 27 年までの計画で行われている「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ 3R）」では、いわゆる 3R（リデュース）発生排出抑制と（リユース）再使用、（リサイクル）再生利用を基本とした取組みを行います。

目標は、ごみの発生抑制として、市民一人が 1 日あたりに出すごみを 180 グラム減量することや、リサイクルの推進として、平成 15 年では、12 万トンで、19%だったものを、平成 27 年には市全体の資源化率を 20 万トンとして、資源化率を 35%まで向上させるとしています。また、焼却量を 13 万トン削減することを目標としています。

・宮前区の緑地を保全し、公園を増やします。

宮前区内の緑を守り、小さい子ども達がのびのび遊ぶ事が出来、老人の方が憩える公園を増やして参ります。

川崎市の主要な緑地保全施策としては、都市緑地法による特別緑地保全地区と、市条例を根拠とする緑地の保全地区、緑地地保全事業要綱による緑地保全協定や、ふれあいの森設置事業要綱によるふれあいの森と、それぞれ 4 つの施策が進められております。なかでも、特別緑地保全地区は比較的面積も広いことから、市の職員だけで管理することは難しく、市民の協力が不可欠だと考えます。そのためには、緑地に関する管理計画の策定とボランティアの協力体制の強化が求められます。

公園の配置基準等については、都市公園法で各都市の地域特性を生かし

て定められ、街区公園の誘致距離おおむね 250 メートル、近隣公園の誘致距離おおむね 500 メートルを、それぞれ具体的な配置基準としています。川崎市の公園緑地の整備状況については、平成 17 年 3 月現在、街区公園 865 カ所、近隣公園 29 カ所、地区公園 6 カ所、その他総合公園など 150 カ所、計 1050 カ所、622.74 ヘクタールとなっています。

宮前区の菅生緑地整備の進捗状況については、東側計画区域面積約 7.1 ヘクタールのうち約 6.8 ヘクタール、約 96%の整備が完了し、豊かな自然のもとで、多くの皆さんがレクリエーション活動などに利用されているところで西側区域については、計画区域約 6.3 ヘクタールのうち、事業区域約 4.2 ヘクタールの整備を進めているところです。整備に当たりましては、市民健康の森に位置づけられており、市民の皆さんとのパートナーシップにより策定されました基本計画に基づき、平成 12 年度から、生物の生息地や里山の保全・創出、子どもたちが自由に遊べる自由広場の整備を進め、現在は、入口周辺の工事を行って

川崎市の公園の整備状況として、市民 1 人当たりの公園面積は、政令指定都市の平均を下回っています。適正な配置基準のもと、計画的な整備推進が求められています。中でも菅生緑地については、北部市場と川崎市境に挟まれた立地環境のため、近隣以外の区民は徒歩でのアクセスが困難であり、アクセス方法が課題となっています。駐車場の設置のための用地確保も含め、なるべく早い用地取得を目指した取組みを推進します。

6、都市基盤整備を進めます。

- ・都市計画道路の整備促進を図ります。バリアフリーの推進を図ります。

安心歩行エリアの拡大を図り、歩行者などが円滑に移動できる環境の整備を推進します。

高齢者や身体障害者の方が、日常生活において自立した社会生活を営むことができる、社会インフラの整備を進めます。公共交通機関を利用した移動に関する基本構想の整備は、これから増加すると予測される高齢者や身体障害者の方が、社会参加をするための重要な手段です。移動円滑化を促進することは、川崎市の責務であります。

公共施設の出入口に点字ブロック、音声誘導装置を設置し、身体障害者に配慮された歩道づくりを進めます。ユニバーサル社会の到来を受け、川崎市の交通バリアフリーの推進を進めます。

7、地域経済の活性化のための施策を進めます

- ・ 中小企業支援策を進めます。
- ・ 都市農業を育て、地産地消を推進します。
- ・ 食育を推進します。

8、川崎市議会の議会改革を推進します。

- ・ これまであまりみられなかった議員提出の条例議案を、積極的に提案します。
- ・ 議会の「見える化」を推進します。

総論

ガバナンスによる地域づくりとは、「協治」協の字の右側にある3つの力を取って、「情報」、「参加」、「協働」の力と解する。つまり、左辺の十を合わせると捉え、この3つを重ねることによって、協治が完成します。

区民皆が「協治」によるまちづくりの主役となり、市民参加を実践することで市民自治を実現します。協治に必要な3つの力として、区民による「知る力」、「つながる力」、「行動する力」を合わせて、街の将来像を区民自身が創りあげていくのです。宮前区内には、地域を支えるボランティア団体などが多数、地域を支えています。行政はその市民力を醸成し、マネジメントやコーディネート、ネットワーク化することがその役割となります。ニューパブリックマネジメントから、ガバナンスへの流れを、確かなものにしていきたいと考えています。

川崎市の高度経済成長期には、公害の街として広く知られていました。最近のアンケートでは、「川崎市を色で例えるなら」との問いに対してのグレーが一番となり、あまりよいイメージをもたれなかった事実があります。

川崎市は現在、市のイメージを変えようと、「音楽の街川崎」「スポーツの街川崎」「環境最先端都市川崎」など、イメージ戦略を積極的に勧めている。

平

成 23 年 2 月 現在

～参考資料～

日本は歴史的に近代化の過程で先進諸国に「追いつけ追いこせ」という目的達成のために、権限や財源を国に集中するやり方が日本政府によって勧められてきました。20世紀はその方法が最善だった時代でした。それが有効に機能し、地方自治体を国が主導でコントロールしていた時代が時の流れとともに終わりました。21世紀は、中央集権から地方分権へと移り変わり、新たな行政の転換期を迎えたわけです。つまり、中央集権型の行政システムの崩壊、すなわち国からのトップダウンによる「中央集権」型の行政

システムを、住民地域からのボトムアップ形式にしていく行政システムに変えていかななくてはなりません。

日本には現在、約 1,700 の法律があり、平成 12 年に成立した「地方分権一括法」では、その 3 分の 1 に当たる 475 の法律を改正しました。これだけの多くの法律が一括で改正されるのは日本では初めてであり、これにより機関委任事務が廃止され、これまでの地方自治体が処理した事務は一部のを国が直接実施する事務へと変更した上で、明確に地方自治体の事務と位置付けられました。出来るだけ地方自治体が自主的な判断で住民に対する事務を行い、国はその基準づくりや大きな方向づけに徹する考え方です。21 世紀の行政の在り方として、国と地方との関係が対等協力の関係になったわけです。

地方分権改革において従来、国の許可が必要であった地方自治体の起債が、この許可制度を将来的に原則廃止とされました。また、事前の協議は行ってもそれで話がかないときは、地方自治体が自らの責任で貸し手を探して地方債を発行できるようになりました。補助金についても、これまでは項目ごとに細かく分かれていたものがこの一部を整理して、「統合補助金」という形にまとめられ、自治体が総合的な判断で使えるようになりました。そして、課税についても自治体の自主権が拡大され、市長村民税の制限税率が撤廃されたほか「法定外目的税」が創設されました。

川崎縦貫高速鉄道を推進します。

平成 20 年度補助採択、平成 22 年度工事着工を目指します。

鉄道不便地域の改善、既存鉄道路線の混雑緩和、地球環境保全を背景とした道路網の改善などが急務となっております。また、羽田空港の国際化に伴う神奈川口の構想や東海道新幹線品川新駅の開設など川崎市を取り巻く広域幹線交通網の状況変化から、川崎縦貫高速鉄道線整備の必要性が高まっていると考えます。

平成 17 年 5 月、川崎市川崎縦貫高速鉄道に関する市事業再評価が行われました。収支採算面において長期に渡り安定的な経営を行うことを目指すためには、市の事業評価検討委員会設置要綱に基づき検討された「小杉接続案」を推進していくことが妥当であるとの評価がなされました。

この再評価のなかでは当初の川崎一新百合丘間では総事業費 5,226 億円でしたが、「小杉接続案」の小杉一新百合丘間では 4,016 億円と試算されています。小杉からのアクセスにより、鉄道アクセスが改善される他、既存鉄道の混雑緩和や期間的な交通体系の構築・他業務核都市との連携強化・高速交通機関へのアクセス向上・臨海部再整備に寄与することなどの都市機能の向上が期待されます。

金利・物価等近年の低水準動向、将来の少子高齢化、都心回帰・都心居住動向、川崎

市域内南部地域人口の増加傾向に加えて JR 横須賀線武蔵小杉新駅計画、小杉駅周辺地区再開発計画などの具体化、臨海部大規模開発計画の進行、新川崎地区都市拠点整備事業の縮小などの事業を巡る社会情勢などの変化を勘案した代替案であるといえます。しかし、一般会計からの多額の出費が必要であり、その負担が長期に渡るものであることから、今後とも市財政への影響を十分考慮するとともに、市民が不安を持つことなく事業の推進が図られ、当初の事業効果が発揮できるよう十分な配慮を行っていくことが今後重要です。一方、鉄道整備が遅れる状況で、その対応としてコミュニティー交通の整備が必要です、交通不便地域とされている地域を中心にコミュニティーバスの導入を目指します。

川崎縦貫高速道路の推進をします。

川崎縦貫高速道路は、川崎市の重要な生命線であると考えます。完成に伴い、横への移動だけだった流れが縦に変ることにより、多大なる経済効果を生み出します。「川崎縦貫高速道路」の早期実現に向け、全力で取り組みます。

終戦後、人口 18 万人だった川崎市は、昭和 47 年に政令指定都市となり、その翌年に人口が 100 万人になりました。現在では、130 万人を要する全国で 8 番目の大都市となりました。当時の革新市長の政策は、住宅建設、下水道整備、福祉政策が優先され、結果的に交通網の整備が後回しとなり、地価の高騰とも重なって道路用地買収が進まずに道路計画が行き詰まってしまった経緯があります。川崎市は、都市計画道路の整備率は 61 パーセント(平成 17 年 4 月現在)となり、都市基盤整備が遅れていることが目に付きます。

「川崎縦貫高速道路」については、当初平成 14 年を目指した、「川崎市縦貫道第 1 期工事」として、京浜臨海部浮島町と国道 15 号線を結ぶ約 8.4 キロで、本来であれば平成 9 年に開通した東京湾横断道路の共用開始に間に合うように計画されていました。しかし地権者の生活再建問題や、権利関係が複雑な住宅の用地取得が残り、計画が頓挫してしまっているのが実態です。現在は、殿町まで供用開始となっております。

海岸線の首都高速湾岸線からと、東名高速道路までの 22 キロの間に、高速道路 4 路線、国道 15 号・国道 1 号・国道 246 号、そして、県道 7 路線の計 11 の幹線道路があります。今、東京湾アクアラインから東名まで国道 409 号線を使って走ると車で 1 時間半近くかかりますが、「川崎縦貫高速道路」の完成後は 15 分で結ばれます。2 期については、都市計画ののち約 2 年の年月がかかります。そこで問題となるのは、東京都の大泉ジャンクションから環状八号線の上をとおす計画である「東京外郭環状道路」の建設です。平行する 2 つの道路は多摩川を挟んで両脇に建設計画がなされ、ともに東名と首都高速湾岸線と接続し、都心の交通渋滞解消のためのバイパスとなります。一部「東名と結

ぶ環状道路は2つも要らない」との意見もあり、縦割り行政の弊害がここに現れているので、東京都との調整や連携が必要であります。

参考データ

犯罪の少ない政令市

2009年の人口10万人あたり刑法犯認知件数で、横浜市（1021件）が18政令指定都市の中で最小を記録した。川崎市（1082件）は2番目に低かった。

参考

横浜市では、自主企画事業費として24億5000万円で区の予算が1億4000万円となっています。お隣の青葉区の予算は1億5378万円となっており、子育て予算等に充てられています。

川崎市の歴史は川崎公害に象徴されるように、産業公害や自然環境の破壊からさまざまな環境問題と闘ってきた歴史がありました。その解決策として、「川崎環境3条例」が公害を抑止してきました。昭和47年に「公害防止条例」を策定し、翌年の昭和48年に「自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を制定し、さらに、昭和51年には「環境影響評価条例」を制定しました。加えて、平成3年に「環境基本条例」を定め、先進的な環境施策の展開に勤めてまいりました。

そして、平成11年に、これまでの環境行政の実績の上にたち、さらに時代背景の環境変化に対応し今日の複雑多様化する環境問題に的確に対応すべく「公害防止条例」と「緑の保全・緑化」、「環境影響評価」の関連3条例を抜本的な改正と、公害対策審議会、自然環境保全審議会、生田緑地土地利用計画審議会、公園緑地審議会、廃棄物対策審議会の5つの審議会を統合し「環境保全審議会条例」の制定等を行い、環境施策の充実強化を実施してきました。

今後の環境対策として、川崎市民の健康に大きく影響する課題である、ダイオキシン問題にとりくみます。本市のゴミ焼却施設は、王禅寺処理センターや、橘処理センターと堤根処理センターと浮島処理センターの4ヶ所で行われております。平成9年8月より、廃棄物処理法の施行規則の改正により、今までは80ナノグラム以下だったのが、平成14年12月1日から10ナノグラム以下という排出基準に抑制されまし

た。王禅寺処理センターの2号炉が、1ナノグラムを記録していたため、改修するはこびとなりました。その他、堤根処理センターや橘処理センターについても同様に改修工事の計画を進めているところです。

国と地方との歳出総額に占めるシェアは、国対地方が1対2であるのに対して、租税総額に占めるシェアは、国対地方が2対1になっています。この乖離を埋めるために、国から地方に地方交付税及び、国庫補助金の形で財源の移転が行われています。地方税財政制度の基本構造が、国による関与の余地を残し、地方団体の自己決定の幅を狭いものになっています。

その問題の内訳は、まず、第一に、国庫補助金は、その目的がある一定の役割を果たしていますが、国と地方との責任の所在が不明確になり易いことです。第2に補助金の交付を通じた各省庁の関与が、地方の自主的な行財政運営を阻害しがちであることです。第3に、補助金の煩雑な交付手続きが行政の簡素効率化や、財政資金の効率的な使用を妨げることなどがあります。

これからは、出来るかぎり地方税に切り替えるよう、財政構造改革を行う必要があります。今後の地方税財政制度改革の方向としては、地方税の強化に最重点を置くべきであると考えます。現状では、地方交付税への依存度が高まり、真の地方自治行政が進んでいません。本来、「行政サービスの水準に差が生じることは好ましくない」という観点から、各省庁はあらゆる分野に一律的な補助金の網を張り巡らせ、財務省は地方税の強化に重い腰を上げませんでした。その結果、地方自治体は問題や課題が発生しても国の責任だと責任転換し、行政の問題が解決されないまま悪循環の構造が出来上がってしまいました。つまり、地方自治体に責任のある自主性と財源を一緒に移すことが重要なのです。

つまり、国の歳入財源比率を下げ、地方自治体の歳入財源比率を高くすることが、地方分権の主旨にもかない、地方が行う個性ある魅力ある街づくりの実現につながることになります。従いまして、国の進める「三位一体の改革」を注視しつつ、都市政策の実現が可能な税制改革を進めていきます。